

令和4年4月1日から上下水道料金が変わります

日頃より、麻績村の水道事業・下水道事業に対しましてご理解とご協力をいただきありがとうございます。

麻績村の上下水道使用料について、各事業の経営状況を踏まえ水道・下水道各運営委員会へ諮問し、改正する旨の答申をいただきました。令和4年麻績村議会の3月定例会で審議の結果、令和4年4月1日から上下水道料金を改定させていただくことになりました。また、今回の改定から消費税の表示につきまして、現行の内税方式から外税方式へ変更させていただきます。

引き続き経営健全化に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。



※下水道使用料とは…

特定環境保全公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、特定地域生活排水処理施設使用料の総称です。

上下水道使用料金はいつから変わるの？

令和4年4月1日からの改正となりますが、経過措置により毎月検針のご利用者は5月請求から新料金の適用となります。隔月検針のご利用者は6月請求から新料金の適用となります。

【令和4年4月1日以前から引き続き上下水道を利用しているご利用者の料金請求イメージ】

区分	令和4年			
	3月	4月	5月	6月
毎月検針のご利用者	3月分検針 旧料金 2月使用分請求		4月分検針 5月分検針 新料金 4月使用分請求 5月使用分請求	
偶数月検針のご利用者 (麻績地区)	2月・3月分検針 旧料金 1月使用分請求		4月・5月分検針 新料金 3月使用分請求 4月使用分請求	
奇数月検針のご利用者 (日向地区、女淵・砂原・下井堀地区)	3月・4月分検針 旧料金 1月使用分請求		新料金 3月使用分請求 4月使用分請求	

使用料金はどのくらい変わるの？

令和4年3月31日までの使用料金

旧：上下水道使用料金(税込)

料金区分		金額
水道	基本料金	1,100円
	1m ³ あたり	159円
下水道	基本料金	1,100円
	1m ³ あたり	138円
水道 (別荘)	基本料金	1,748円
	1m ³ あたり	159円

改定



令和4年4月1日からの使用料金

新：上下水道使用料金(税込)

料金区分		金額
水道	基本料金	1,100円
	1m ³ あたり	154円
下水道	基本料金	1,100円
	1m ³ あたり	154円
水道 (別荘)	基本料金	1,760円
	1m ³ あたり	154円

新料金早見表(水道使用料・下水道使用料)

使用水量	基本料金	消費税	従量料金	消費税	合計
1m ³	1,000	100	140	14	1,254
2m ³	1,000	100	280	28	1,408
3m ³	1,000	100	420	42	1,562
4m ³	1,000	100	560	56	1,716
5m ³	1,000	100	700	70	1,870
6m ³	1,000	100	840	84	2,024
7m ³	1,000	100	980	98	2,178
8m ³	1,000	100	1120	112	2,332
9m ³	1,000	100	1260	126	2,486
10m ³	1,000	100	1400	140	2,640
11m ³	1,000	100	1540	154	2,794
12m ³	1,000	100	1680	168	2,948
13m ³	1,000	100	1820	182	3,102
14m ³	1,000	100	1960	196	3,256
15m ³	1,000	100	2100	210	3,410
16m ³	1,000	100	2240	224	3,564
17m ³	1,000	100	2380	238	3,718
18m ³	1,000	100	2520	252	3,872
19m ³	1,000	100	2660	266	4,026
20m ³	1,000	100	2800	280	4,180
21m ³	1,000	100	2940	294	4,334
22m ³	1,000	100	3080	308	4,488
23m ³	1,000	100	3220	322	4,642
24m ³	1,000	100	3360	336	4,796
25m ³	1,000	100	3500	350	4,950
26m ³	1,000	100	3640	364	5,104
27m ³	1,000	100	3780	378	5,258
28m ³	1,000	100	3920	392	5,412
29m ³	1,000	100	4060	406	5,566
30m ³	1,000	100	4200	420	5,720
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
35m ³	1,000	100	4900	490	6,490
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
40m ³	1,000	100	5600	560	7,260

※計算例 上下水道を20m³ご利用いただいた場合

水道使用料:基本使用料1,100円(内消費税額100円)+3,080円(内消費税額280円)=4,180円

下水道使用料:基本使用料1,100円(内消費税額100円)+3,080円(内消費税額280円)=4,180円

合計 8,360円